

令和 2 年 4 月 2 日

保護者の皆さまへ

県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

島根県教育委員会

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、新年度の学校での教育活動を進める上で、県教育委員会として次のような対応を進めていきます。

感染症対策を有効に進めるためには、学校と家庭が連携をとって取り組むことが大切です。以下の対応についてご理解いただき、家庭でのご協力をお願いします。

なお、今後感染拡大等の状況変化により、対応を変更する場合があります。

■感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力をつけること」です。

① 感染源を絶つこと

家庭で、毎朝の検温と風邪症状の確認をお願いします。発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登校を控え自宅で休養していただくようお願いします。

登校前に確認できなかった場合は、保健室等での検温と風邪症状の確認を行い、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、同様に自宅での休養をお願いします。

② 感染経路を絶つこと

正しい手洗いや咳エチケットを徹底してください。

学校では、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、ドアノブや手すり、スイッチなど、特に多くの児童生徒等が触れる場所を、消毒液を利用して適宜清掃を行います。

③ 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるようにしてください。

(2) 集団感染リスクへの対応

政府の専門家会議が 3 月 19 日に示した提言では、集団感染を避けるための 3 つの条件として、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人の手が届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

が重要であることが示されています。学校では次のような対応を行います。

- ・教室等のこまめな換気の徹底
- ・近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

■県内において感染例が判明した場合の対応

県内において感染例が判明した場合、判明した感染者の状況や感染者の行動の状況などを総合的に考慮し、次の考え方により教育委員会が対応を決定します。

(1) 児童生徒等や教職員本人が、感染者や濃厚接触者に特定された場合

- ・ 該当者が在籍する県立学校は、学校の全部又は一部の臨時休業を実施
- ・ 判明の状況によって、在籍校以外の県立学校を指定して、学校の全部又は一部の臨時休業を実施

(2) 判明した感染者が以外の場合

- ・ 判明の状況によって、県立学校を指定して、学校の全部又は一部の臨時休業を実施

なお、(1)において、該当者の状況により、臨時休業を行わず、該当者が登校・出勤しない形での対応をする場合があります。

■新年度の行事や授業等について

(1) 新年度始業式について

校内放送システム等を利用した開催を検討します。体育館等に集まって実施する際は、感染拡大防止の取組を行った上、次のような対応をします。

- ・ 窓を広く開け、換気に努める
- ・ 整列する際の間隔を広くとる
- ・ 国歌や校歌は放送によるなど、吹奏楽の演奏や斉唱はしない
- ・ 短時間で終了するよう、式の内容を簡素にする

(2) 入学式について

上記(1)の点に留意しながら、参加者を新入生、保護者、教職員に限定したり、式の内容を簡素にしたりするなどします。

(3) 新年度始業式以降の部活動について

手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を徹底させるとともに、専門家会議で示された3つの条件が重ならないよう、以下の点に留意して実施することができることとします。

- ・ 発熱等の風邪の症状がみられる生徒は参加させず自宅での休養を指示する
- ・ 屋内で活動する場合、こまめな換気を心掛ける
- ・ 多くの人が密集する活動とならないよう配慮する
- ・ 近距離での会話、大声での発声をできるだけ控える
- ・ 部室等は、短時間での利用としたり一斉に利用しないよう心掛ける

(4) 体育の授業での実技について

一度に大人数で集まり、児童生徒等が密集する活動とならないよう配慮して実施します。なお、発熱、咳などの風邪の症状がある児童生徒等は参加させないなど、感染防止の対策を十分にとります。